

目次

はじめに —— 全郡規模戦没者の「紙碑」的存在としての意義……………6

第1章 「名簿」再構成（配列替え）の視点……………8

- 一 町村別戦没人員、重複者、欠落者などについて……………8
- 二 「戦没年月日」「場所」「死亡区分」などの問題箇所処理……………10
- 三 陸海軍別、軍人軍属別区分の処理方法と所属人員……………11

第2章 昭和初年までの戦没情況：一三三名（陸軍二二八、海軍五）……………13

第3章 アジア・太平洋戦争期の戦没情況：二三三四四名……………18

- 一 戦没者の概観……………18
- 二 戦没の内面分析の手法……………20
 - 〔i〕年齢からみた戦没情況……………21
 - 〔ii〕階級からみた戦没情況……………26
 - 〔iii〕戦没地別戦没者の概況……………29

第4章 戦線別：二三四四(陸兵一八一四、海兵五三〇)名の戦没情況……………34

- 1 「満州」地域・戦線：一二七名(陸兵)の情況……………34
- 2 中国戦線：三三二〇(陸兵三一七、海兵三)名の情況……………37
- 3 ビルマ、インド、雲南戦線：一六〇名(陸兵)の情況……………40
- 4 ソロモン・ビスマルク、ニューギニア戦線：三〇三名の情況……………43
- 5 南洋群島・中部太平洋、硫黄島、沖繩、千島等北方戦線：三四五名の情況……………47
- 6 フィリピン、モルッカ、ボルネオ戦線：四五三名の情況……………52
- 7 太平洋、南・東シナ海、台湾・本土近海戦線：一六〇名の情況……………64
- 8 印度支那半島、東インド諸島、外地、ソ連、本土内：一六〇名の情況……………67
- 9 内地、没地不詳その他：二一九名の情況……………71

第5章 戦没をめぐる幾つかの問題……………73

- 一 戦没確定の三要件の精度、確度について……………73
 - 〔i〕精度(密疎)の問題点……………73
 - 〔ii〕確度、「方面」死の問題点……………84
- 二 戦没先の国名などの扱いについて……………88
- 三 「死亡」区分——戦死、戦傷死、戦病死などを巡って……………90
- 〔付〕「玉碎」死、「刑死」、「自決」死の意味するもの……………97
- 四 金鷄勲章について……………101
- 五 女性の戦没者について……………109

- 六 非軍人・軍属の「戦没者」について……………109
- 七 「遺家族」について……………112

第6章 戦争責任と戦後責任……………114

- むすびに……………118
- あとがき……………124

はじめに

— 全郡規模戦没者の「紙碑」的存在としての意義

『長野県南佐久郡戦没英霊芳名録』（以下「戦没者名簿」または単に「名簿」と略称）によれば、同郡下三町二〇ヵ村（昭和二九年当時）の戦没者総数は、二五一〇名を算する。

『戦没者名簿』は南佐久郡遺族会が編纂し、昭和二九年三月に発行された。収録事項は、①戦傷病没者氏名、②生年月日、③兵種階級、④位階勲等、⑤戦没年月日、⑥死亡区分、⑦死亡場所、⑧遺家族氏名、⑨統柄であり、各町村の遺家族居住集落別に列記してある。対象者は「明治維新以来の靖国神社祭神が主」（『名簿』凡例第四項）で、「各町村備付の名簿を基礎に編纂」（同第一項）、「調査編輯に尽力された郡下各町村会長及び厚生課各位に……謝意を表す」（巻頭の辞・郡遺族会長）とあるように、各町村遺族会が当町村役場厚生課（戦時中の兵事係所管事務を引継ぐ）の関係資料——恐らく町村備付の軍役服務者の名簿が主か——を基に、戦没者を引き出して作成したものと考えられる。

冒頭に靖国神社の写真を掲げ、次いで内閣総理大臣・吉田茂、参議院議員・宇垣一成、内閣副総理・緒方竹虎、改進黨総裁・重光葵、左派社会党委員長・鈴木茂三郎、右派社会党委員長・河上丈太郎、靖国神社権宮司・池田良八の各題字及び日本遺族会常任理事・佐藤信、衆議院議員・井出一太郎、同羽田武嗣郎、同松平忠久の各序文が並ぶ。また、内扉の書名の右肩に「宮内庁献納」の文字が一際大きく印刷されている。

『名簿』の刊行年次は、あたかも講和条約締結後、「靖国神社国家護持」運動が日本遺族会を中心起こされた時期に符合し、題字・序文も、殉国の英霊を讃える字句・文言に満ちている。こうした背景の許に出版されたとはいえ、『名簿』は全郡規模で戦没者個々の没地、没年月日などの事項を記載する。従って、各地にある寺院単位の「過去帳」の類に止まらず、全郡戦没者の「紙碑」とも呼べる性格を備えていると言えよう。

『名簿』を披いての第一印象は、戦没者があまりにも多数にのぼるはもとより、戦没地が日本軍の侵攻したあらゆる国・地域・方面に及んでいること、また、また少年・少女と呼べる年少者が少なくない反面で、軍隊では「老兵」とされる三〇歳台・四〇歳台が多いことへの驚きであった。本稿はかくも多数の郷土出身同胞が、何時、どんな情況の許に戦没せざるを得なかったかを解明するべく、義務的衝動に駆られて起筆された。

『名簿』に記された「戦没年月日」と「場所」は、遺族にとって戦没を追認する唯一の手懸かりである。「戦没公報」（正式呼称は「死亡告知書」、以下「公報」）は、その所属する原隊組織が「兵籍簿」に照らし、本人たることを確認した上で作成した文書で、居住地の聯隊区司令部を通じ、町村役場兵事係を経て遺族（留守宅）に届けられる仕組みであり、そこに右の二項目は必ず記載された。「公報」発行の以前にいわゆる「内報」（正式には「戦時死亡者行方不明者ノ件内報」）が届けられた。遺族に予め戦没の事実を伝えて受入れの心構えをさせるためであり、ほぼ確定的な通報だが、遺族は「内報」が嘘であれかしと願いつつ、「公報」が来ない限りは、いつかは帰還するものと期待した。

戦没の解明に当たって本稿もまたこの両項目に着目し、歴年順（Ⅱいつ）、戦線別（Ⅲどこ）に『名簿』の再配列を行った。その上で、各戦線に生じた主要な兵事（作戦、事件など）を重ね合わせて見れば、そこに何が同胞がどのように関わっていたかが、ほぼ読み取れるのである。その関わりようのあまりの深さに、筆者はしばしば溜め息をつき、ペンも止まりがちであった。例えば戦争の後半期、大本営発表で「玉碎」が大々的に報じられたサイパン・硫黄島・沖繩で、わが同胞にも数多の犠牲者が出たことはもとより、ビルマ・ニューギニア・フィリピンなど、その惨状を国民の眼からひた隠しにした戦線での同胞の戦没が、日中戦争を上回る規模だったことが浮き彫りにされて来たのであるから……。